## 東京都立世田谷総合高等学校 学校運営連絡協議会設置要綱

# 第1 名 称

この会の名称を「東京都立世田谷総合高等学校 学校運営連絡協議会」(以下、「学校運営連絡協議会」という。)とする。

#### 第2目的

本校の教育活動が、保護者及び地域住民に理解され、かつ、学校運営に関して保護者及び地域社会の方々との意見交換を行い、本校が地域に根ざし、より発展していくための学校支援組織とすることを目的とする。

#### 第3 所掌事項

学校運営連絡協議会は、学校運営及び教育活動に関する意見交換、学校評価等をとおして協議を 行い、校長に対し、本校の学校運営、教育活動、教育課程及び地域社会との連携について助言する。

#### 第4組織

- 1 学校運営連絡協議会の委員は、校長の他、次のとおりとし、10名以内とする。 協議委員は、校長が委嘱する次の者とする。
  - (1)保護者の代表
  - (2) 近隣学校関係者
  - (3)地域関係者
  - (4)本校を支援する団体関係者

内部委員は、副校長、経営企画室長、校務分掌における主幹教諭または主任の中から校長が 指名する8名以内とする。

2 学校運営連絡協議会の中に評価委員会を置く。評価委員会は、学校運営連絡協議会が行う外 部評価を計画、立案、実施及び集計し、学校評価報告書原案を作成する。

評価委員会の委員は、学校運営連絡協議会の委員の中から校長が委嘱する。

### 第5 任 期

委員の任期は第1回学校運営連絡協議会開催日から当該年度3月31日までとする。

#### 第6 役 員

- 1 学校運営連絡協議会に次の役員を置く。 会長1名、副会長1名、評価委員会委員長1名、事務局長1名
- 2 会長は校長とする。
- 3 副会長、評価委員会委員長、事務局長は、校長が選任する。

# 第7 会の開催回数・開催時期

学校運営連絡協議会は、原則として年3回開催する。

### 第8 会の公開

学校運営連絡協議会は、原則として公開する。ただし、会長が必要とする場合には、会長の判断により非公開とすることができる。

### 第9 事務局

東京都立世田谷総合高等学校に学校運営連絡協議会事務局を置く。事務局を同校総務部及び経営 企画室に位置づける。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。(27世総高第184号により一部改正)